

(公印省略)

薬務第1406号
令和7年2月27日

各病院開設者 殿

大分県福祉保健部薬務室長

病院薬剤師奨学金返還支援補助制度(案)に係るweb説明会の開催
及び対象病院(仮)の募集について(通知)

薬務行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では県内で不足する病院薬剤師を確保するため、薬剤師確保を推進する病院の奨学金返還支援制度の補助に要する経費を令和7年度当初予算案に計上したところです。

制度創設は議会の承認を受けた後に決定することになりますが、それに先立ち、令和7年度から当該補助制度の活用を希望する病院を募集し、その結果を一覧として各薬学部設置大学あて情報提供する予定です。

つきましては、当該補助制度(案)に係るweb説明会を下記のとおり開催しますので、御担当者様の出席について御配慮いただくようお願いいたします。

なお、説明会の参加にかかわらず、別添様式による仮申請は可能です。

記

- 開催日時 (1回目) 令和7年3月 3日(月) 16時～17時
(2回目) 令和7年3月10日(月) 16時～17時

2 開催方法 Zoomによるオンライン開催

3 参加方法 以下のURL等から接続してください。

※2回開催しますが、内容は同じであるため、都合のよい日程でご参加ください。

(1回目) 令和7年3月 3日(月) 16時～17時

<https://pref-oita-lg-jp.zoom.us/j/88582362980?pwd=3JCSwJveuPzbAGeYx6WpfAL7UyAb0o.1>

ミーティング ID: 885 8236 2980

パスコード: 700320

(2回目) 令和7年3月10日(月) 16時～17時

<https://pref-oita-lg-jp.zoom.us/j/84462483298?pwd=dtF3LSTxzZeJqDng6q833BqSIG5TyW.1>

ミーティング ID: 844 6248 3298

パスコード: 829209

大分県福祉保健部薬務室 担当 島崎

電話: 097-506-2650

FAX: 097-506-1828

Mail: a12610@pref.oita.lg.jp

宛先：大分県薬務室	第1次集約期限：令和7年3月7日（金）12時 第2次集約期限：令和7年3月14日（金）12時
Mail：a12610@pref.oita.lg.jp	FAX：097-506-1828

令和7年度奨学金返還支援補助制度 対象病院（仮）の募集について

県では、県内で不足する病院薬剤師を確保するため、薬剤師確保を推進する病院の奨学金返還支援制度の補助に要する経費を令和7年度当初予算案に計上したところです。

制度創設は議会の承認を受けた後に決定することになりますが、それに先立ち、令和7年度から当該補助制度を活用したい病院を募集し、その結果を一覧として各薬学部設置大学あて情報提供する予定です。

つきましては、説明会への参加又は別添概要資料を参考にご検討いただき、令和7年度から当該補助制度の活用を希望する病院は下記項目を記載の上、上記集約期限までに薬務室あてメール又はFAXでご提出くださるようお願いいたします。

記

提出日	年 月 日		
登録希望病院名称			
病院所在地	〒		
担当者氏名		代表電話番号	
R7年度採用予定人数	人		
R7年度採用募集期間 (予定含む)	年 月 日から 年 月 日まで(予定)		
対象者用研修プログラムの 作成状況	<p>※当てはまる番号に○をしてください</p> <p>1 作成済</p> <p>2 作成中(年 月頃県あて提出予定)</p> <p>3 未作成(年 月頃県あて提出予定)</p> <p>※当てはまるものに○をしてください</p> <p>■研修プログラム作成・実施に係る協力病院の有無 (あり ・ 調整中 ・ 検討中 ・ なし)</p>		

大分県福祉保健部薬務室 担当 島崎
電話：097-506-2650
FAX：097-506-1828
Mail：a12610@pref.oita.lg.jp

病院薬剤師奨学金返還支援補助制度（案）

<制度概要>

○ 奨学金返還支援補助 1,200万円（うち県負担 799.5万円）

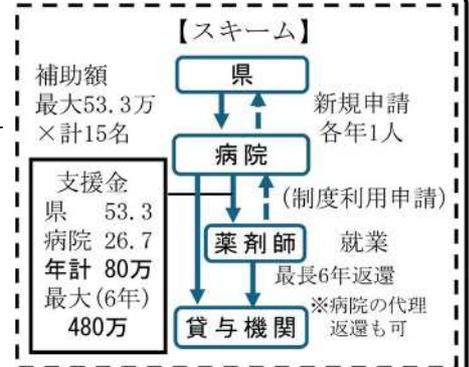
対象：15人/年 支援額：年間 80万円(上限)/人 期間：最長6年

【補助対象】 返還制度を新設又は既設の病院で、奨学金返還のある薬剤師を新たに採用する病院 ※R9年度までの採用者に限る

【負担割合】 新設 県：2/3(53.3万円/人) 病院：1/3(26.7万円/人)
既設 県：1/2(40万円/人) 病院：1/2(40万円/人)

【補助条件】 1医療機関につき新規補助申請1人/年まで
支援対象者に対し、知事が認める教育プログラムを受講させる

【義務期間】 返還支援期間1.5倍の年数 最長9年間



<申請手続きの流れ>

1. 対象病院としての登録申請（登録後、対象病院は県ホームページで一覧として掲載）
2. 補助金交付申請（対象病院登録確認後）
3. 補助金の交付が決定
4. 支援対象者に対する奨学金返還を支援するための手当等支給
5. 実績報告書を提出
6. 交付額の確定
7. 支払請求書の提出
8. 事業完了報告書の提出

<Q&A>

Q1 対象となる「奨学金」はどのようなものですか。

A1 対象となる「奨学金」は、次の返済義務のある貸与型の奨学金です。

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- 公益財団法人分県奨学会の奨学金
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）、生活福祉資金（教育支援資金）
- その他知事が認める奨学金

※対象外の奨学金の要件

- × 県、県内市町村又は企業等が貸し付ける、卒業後の特定分野の従事や地域での就業・定住等を要件とした返還免除規定を有する奨学金
- × 保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」

Q2 知事が認める教育プログラムとはどのようなものですか。

A2 厚生労働省が示す薬剤師臨床研修ガイドラインに沿って構成された研修プログラムを指します。

Q3 奨学金を繰上償還する場合、補助金の交付を受けることはできますか。

A3 奨学金を繰上償還した場合、年度限度額を上限に補助します。

Q4 就職後、支援対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還の期限の猶予が承認された場合の取り扱いはどうなりますか。

A4 奨学金の貸与団体において承認された返還期限の猶予期間を上限に交付対象期間を延長します。